

発行日：平成 21 年 11 月 10 日(火)

★★ 今月のテーマ ★★
自転車通勤に潜む企業リスク
～会社として取るべき対策は～

保険情報サービス(株) **FAX NEWS**

発行元：保険情報サービス株式会社
〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル
TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

毎日の通勤で、駅あるいは会社まで、自転車を使用される方は多くいることでしょう。今回はその自転車通勤に潜むリスクと、会社として取るべき対策をお伝えいたします。

1. 自転車事故でも賠償額は高額に

自転車は車に比べ、事故を起こした際の損害賠償が少ないと考えている方も多いと思われる。しかし、自転車の高性能化、携帯電話を使用しながらの運転による事故の増加により、自転車事故でも多額の損害賠償が必要となる事例が増えています。

事例①

女性（57 歳）が歩行中、携帯電話の画面を見ながら無灯火で運転していた自転車に追突され首に大怪我。重い後遺障害が残った。

横浜地裁は自転車を運転していた加害者に 2005 年約 5,000 万円の支払いを命じた。

事例②

自転車で出勤途中の会社員 A は、通行中の女性（63 歳）に追突した。

女性は右上腕骨骨折、腰部挫傷により後遺障害が残った。

A は、1,150 万円を支払って示談をした。

2. 問われる使用者責任

ここで注意していただきたいことは、もし自社の従業員が自転車通勤の途中で事故の加害者となり、その従業員に支払い能力がない場合、その多額な損害賠償の責任が会社に及ぶということです。

その根拠となるのが民法 715 条の「使用者責任」です。この法律では「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とされています。加害者である従業員に賠償能力がない場合、会社はその損害賠償額を請求されることとなります。四輪・二輪のマイカー通勤を認めている企業は早急に自転車通勤の対応を図る必要があります。

3. 会社として取るべき対策は？

では自転車通勤に潜むリスクから会社を守るにはどうすればよいのでしょうか。

まず自転車通勤を認めるか否かの方針を決定し、就業規則、自転車通勤規程を整備することが必要です。

①自転車通勤を禁止する場合

自転車通勤を禁止する場合は就業規則の中にその旨を定め、守られなかった場合懲戒処分ができるように就業規則の懲戒規程を対応させる必要があります。

②自転車通勤を認める場合

「自転車通勤規程」を作成し、賠償保険への加入を義務付けます。これで事故が起こった際、会社が損害賠償の責任を負うリスクを防ぐことができます。

具体的な自転車保険としては「T S マーク付帯保険」があります。これは自転車安全整備店の資格を持った販売店で加入でき、1 年ごとに更新はあるものの、最大 2,000 万円の補償を受けることができます。

ただし、加害者としての対人・対物賠償では自動車事故と同様の損害賠償計算をします。2,000 万円では不足といえます。

そのため、「個人賠償責任保険（特約）」が有効です。年保険料 2,000 円という低コストで賠償保険金 1 億円です。従業員一人ひとりがこの保険に加入していれば通勤途上のリスクも軽減できます。

しかし、企業が従業員にこの保険への加入を勧め、且つ皆が加入した確認を取るには多くの手間がかかります。このような状況のなかで、一部の保険会社のみが採用している「企業が社員を対象に包括で賠償保険に加入してしまう方法」が有効です。詳細は弊社までお問い合わせください。

社内ルールを決め、それを徹底することで、会社を守り、そこで働く従業員を守ることになります。

本内容のお問い合わせは 濱中・高澤 まで